

「日本PTA教育支援基金 募金要項」

1. 名 称

名称は、「日本PTA心のきずな61教育支援基金（以下「基金」という）」とする。

※東日本大震災の被災地の子どもたちを忘れることなく、新たな支援の手を差し伸べるものと想いを込めたものである。

2. 目 的

東日本大震災の発生により、大きな被害を受けた被災地の子どもたちのために、各地方協議会が実施する「教育に関する支援事業」を日本PTAが支援することにより、被災地の子どもたちの教育環境を保全・維持し、健全な育成に寄与することを目的とする。

なお、本基金は、公益信託基金ではなく、本法人の公益目的事業である「(公6)教育支援助成事業」とし、自ら運営する。

3. 事業内容

被災地では、子どもたちの「心のケア」等が求められており、他地域との交流や体験学習（音楽・演劇・講演）をはじめとする事業等への支援を行う。

4. 主 催

公益社団法人日本PTA全国協議会

5. 募金と期間

日本PTAから、全国の地方協議会に協力を呼びかけ、地方協議会において募金活動を行う。活動方法・期間等については、各地方協議会・連合会や各PTAにおいて協議し募金活動を実施する。

心のきずな61キャンペーンを考慮し、平成25年7月から平成29年3月までの3年9ヶ月とする。

6. 基金の目標額

1年間2,500万円とする。(募金期間で約1億円)

7. 支援の要件

「日本PTA教育支援基金要項」によるものとします。

8. 広報（地方協議会への報告）

採択された基金事業については、理事会及び協議会会長会で報告するとともに、日本PTAのホームページにおいて紹介する。